

株式会社ウェンティ・ジャパン「(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年1月20日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ウェンティ・ジャパンに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県潟上市及び秋田市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 66,000kW未満(3,000kW×22基設置予定)  
※66,000kWを超えないよう出力制御を行う

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年 8月10日
住民等意見の概要受理	平成27年10月 5日
秋田県知事意見受理	平成27年12月15日
環境大臣意見受理	平成27年12月25日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

株式会社ウェンティ・ジャパン「(仮称)秋田・潟上ウィンドファーム  
風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

## 1. 総論

### (1) 設置基数及び配置等の見直しについて

環境影響評価準備書に記載された各環境要素の予測において、騒音の環境基準値を超過する等の結果が得られているにも関わらず、適切に評価されていないことに加え、事業の内容に反映されているとは言い難い。そのため、対象事業実施区域の近隣住民に対して、風力発電設備の稼働に伴う騒音等及び風車の影による重大な影響が懸念される。

このため、以下のとおり風力発電設備の設置基数や配置等を見直し、それらを踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

- ① 騒音に係る環境基準のA類型に指定された地域への影響が懸念される風力発電設備については、環境基準を達成するよう、「2. 各論」に記載する、一部の風力発電設備の稼働を調整又は停止する等の環境保全措置を講ずるとともに、設置の取りやめを含め検討すること。また、類型が指定されていない地域への影響が懸念される風力発電設備については、可能な限り騒音による影響を低減するよう、同様に環境保全措置を講ずるとともに、配置等を検討すること。
- ② 風車の影による影響が懸念される風力発電設備については、可能な限り風車の影による影響を低減するよう、「2. 各論」に記載する、影響が懸念される天候、季節及び時間帯には一部の風力発電設備の稼働を停止する等の環境保全措置を講ずるとともに、配置等を検討すること。

### (2) 上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。なお、対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響評価項目に選定された環境要素の事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他事業者と情報を共有し、必要に応じて合同で調査すること等により、累積的な影響を把握すること。
- ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学

的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

- ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- ④ 対象事業実施区域の大部分が保安林であり、樹林帯の伐開による林縁部の植生構造の変化や、風の通り道ができることによる植生退行、樹木衰退・減少の可能性が想定されることから、事業の実施に当たっては、保安林の機能が損なわれないよう配慮すること。

## 2. 各論

### (1) 騒音等の影響

対象事業実施区域の近隣には、多数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による重大な影響が懸念される。

このため、環境基準を達成するよう、一部の風力発電設備の稼働を調整又は停止すること等により、騒音の影響を極力低減すること。

また、適切に事後調査を実施し、その結果、環境基準値を超過するなど影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働を調整又は停止する条件を見直す等の追加的な環境保全措置を講ずること。

### (2) 風車の影の影響

対象事業実施区域の近隣には、多数の住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による重大な影響が懸念される。

このため、影響が懸念される天候、季節及び時間帯には一部の風力発電設備の稼働を停止すること等により、風車の影の影響を極力低減すること。

また、適切に事後調査を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働を停止する天候、季節、時間帯及び基数を見直す等の追加的な環境保全措置を講ずること。

### (3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域内ではオオタカやノスリ等の猛きん類の生息及び営巣が確認されているほか、渡り鳥の集団渡来地（越冬地・中継地）となっている「八郎潟調整池」から飛来する多数のガン類及びハクチョウ類が対象事業実施区域を通過していることから、これら重要な鳥類に対する重大な影響が懸念される。

特に渡り鳥については、渡りや餌場への移動により対象事業実施区域のブ

レード回転領域の高度を通過していることが明らかとなっていることから、本事業による風力発電設備の設置に伴い、移動経路の遮断や衝突事故等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業による重要な鳥類に対する重大な環境影響を回避・低減する観点から、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

また、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの指導・助言を踏まえて、稼働後の移動経路及びバードストライクに係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの指導・助言を踏まえて検討し、鳥類との衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働停止等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。